

高圧電気設備に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

高圧電気設備に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 E11(Rev.2)においては、供給電圧が 1,000V を超え 15,000V 以下の高圧電気設備に対し、その設計及び試験の要件を規定している。

この程、IACS において、関連する IEC 規格との整合を図るべく同統一規則の見直しが行われた結果、高圧配電盤及び高圧制御盤に対する内部アークの保護要件等が追加された上で、2015 年 2 月に IACS 統一規則 E11(Rev.3)として採択された。

このため、IACS 統一規則 E11(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 引出し形の遮断器及びスイッチに用いられるシャッターは、回路の電源側及び給電側を明確に判別できる表示又は色別を施さなければならない旨規定した。
- (2) 高圧配電盤及び高圧制御盤に対する内部アークの保護要件を規定した。
- (3) 内部アーク短絡試験の対象として、高圧制御盤を加えた。
- (4) 船内敷設後の高圧ケーブルの耐電圧試験について、直流の印加電圧を定格電圧 U_0 の 4.2 倍から 4 倍に改めた。
- (5) 船内敷設後の高圧ケーブルの耐電圧試験について、交流を用いた代替試験を認める対象を改めた。
- (6) 高圧配電盤及び高圧制御盤の引用規格について、IEC62271-201 を加えるとともに、最新版の規格番号に改めた。